２　第４章第１節第２款及び第162条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第171条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第48条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第１項（第48条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第１項（第48条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第１項（第136条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第１項（第119条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第119条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第１項（第136条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第１項（第136条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第１項若しくは第162条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。